

令和7年度 大分地方最低賃金審議会 大分県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会

- 1 日時 令和7年10月17日（金）午前10時～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室
（大分市東春日町17番20号）
- 3 出席委員
公益代表：加藤委員、田中委員
労働者代表：芦刈委員、伊東委員、河野委員
使用者代表：岩尾委員、岡本委員、渡辺委員
- 4 事務局
大分労働局：池辺労働基準部長、竹内賃金室長、徳部地方賃金指導官
- 5 議題
（1）金額審議
（2）その他
- 6 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

本日は、井田委員からご欠席のご連絡をいただいております。

そのため、本専門部会には8名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項及び第6条第6項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、以後の議事進行を田中部会長にお願いいたします。

部会長

それでは、ただ今から自動車（新車）小売業最低賃金専門部会を開催します。

前回の10月10日から「金額審議」に入っておりますが、前回の「金額審議」の概要をおさらいの形で申し上げますと、

労側委員からは、

- ・大分から福岡県等へ労働者が流出しており、人材確保の観点から賃金の引き上げが必要であること
- ・昨年度統計によれば自動車の新規登録台数としては右肩上がりの傾向であること
- ・整備士が不足しており、特に若い世代が少ないため1人当たりの負担が大きい。他の職種も含め新卒採用が困難であること
- ・所定休日を増やすなどの企業側の措置は理解しているが、他の業種も休日増の傾向にあることから、新車小売業の人材を確保していくためには賃金を改善し魅力ある産業とする必要がある

などの説明があり、連合リビングウェイジ 1100 円や地域最賃の上げ幅を参考とした額としたいが、引き上げ上限額を考慮した金額とする、という提示がありました。

使側委員からは、

- ・新車の販売ができたとしても納車に時間を要しており現金化が遅くなる状態が続いている
- ・人材確保のために店休日を増やしたため売上にも影響が出ている
- ・自動車の新規登録台数は今年の1～9月では前年比 104%であるが、7～9月では前年比で減少している。またコロナ禍前の 2019 年度と比較すると1～9月では 83.7%となっているなど、コロナ前には戻らない見込みである
- ・米国の関税による今後の影響も懸念される
- ・自動車の販売については値引きが常態化しているため利益が伸びず価格転嫁も困難である

などの説明があり、金額提示が1回ありました。

以上が前回の概要ですが、本日は、2回目の金額審議となります。審議を尽くして、是非とも全会一致の結論が得られるよう、各側委員の御協力をお願いします。

それでは、最初に資料の説明を事務局からお願いします。

賃金室長

【資料説明】

部会長

ただ今の事務局の説明に対して、何か御質問等はありませんか。
それでは、前回に引き続き金額審議に入ります。

審議の進め方は、前回同様に労使に分かれ、公益の方で調整していく方法でよろしいでしょうか。

【異議なし】

部会長

それでは、前回と同様の方法で本日の審議を進めていくこととします。ここで、労使に分かれる前に、何か補足しておきたい事項があれば、お願いします。

【意見等なし】

部会長

それでは、ただ今から金額審議に入ります。
事務局から協議場所の説明をお願いいたします。

賃金室長

協議場所は、この会議室となっております。

そのため、公益委員の皆様は、この会議室にお残りいただきます。労側委員の皆様は3階の職業安定部の会議室、使側委員の皆様は、3階の雇用均等室の委員会室を控室として用意しております。

協議が終了したのちには、また、当会議室にお集まりいただきますので、よろしくお願いいたします。

部会長

前回は労側のご意見を使側にお伝えしたところで終了しております。今日は労側から伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。使側からというようなご希望があればと思いますが。前回は労側

からお聞きして、使側からはこれ以外提示できませんというところで終わっていますので、改めて労側からでよろしいですか。

河野委員

前回、同一額ではありましたが、2度、提示をさせていただいたと捉えていますので、可能であれば使側の皆様に改めてお伺いしたいと思います。

部会長

使側の皆様はいかがですか。使側からで問題ないですか。

【意見等なし】

部会長

では、今日は使側から始めたいと思います。

ご検討いただく時間はどれくらい必要でしょうか。

使用者代表委員

10分くらいです。

部会長

それでは公労会議を10時15分から始めたいと思います。

使側の皆様は、ご検討が終わりましたらこの会場にお戻りください。

それでは、それぞれ控室でご検討をお願いします。

(休会)

部会長

それでは公労会議を始めます。

(二者協議)

部会長

それでは、専門部会を再開します。

労働者代表委員、使用者代表委員より、それぞれ今回の改正に対するお考え、引上額、引上率をお伺いしながら、全会一致に向けての御審議をいただいたところです。

今日の使側のご意見を労側に伝えまして、労側としても非常にありがたく思っていますということで、自動車業界を盛り上げていこうと使側の方がお考えであることも非常に伝わって嬉しく思うということと、労働者全体のモチベーション維持につながるので、きちんと自分達が伝えていこうというお話もありました。使側のお気持ちとしては十分に伝わっていると考えています。

一方で、特定最賃の必要性については、労働者側としては引き続き業界の優位性、他業種に流れてしまわないように人材確保という観点からも必要性は感じているというお話がありました。

労使双方の委員の真摯なご議論、ご協力の結果、全委員の合意を得ることができました。

ここで、事務局から、本日合意に至った最低賃金時間額及び引上額の確認をお願いします。

賃金室長

本日の審議において、最終的におまとめいただきました大分県自動車(新車)小売業最低賃金の時間額及び引上額、引上率を申し上げます。

時間額 1061 円、引上額 70 円、引上げ率 7.06 %

となっております。

部会長

ただ今、事務局から説明のあった金額を、本専門部会における全会一致の結論として取りまとめてよろしいですか。

【異議なし】

部会長

それでは、これを本専門部会における全会一致の結論とします。
この結論は、専門部会報告として取りまとめ、審議会に報告することとします。

事務局は、報告書（案）の準備ができましたら各委員に配付をお願いします。

賃金室長

報告書案を作成して参りますので少々お待ちください。

【報告書（案）を配付】

部 会 長

事務局は報告書（案）の読上げをお願いします。

賃金指導官

【読上げ】

部 会 長

ただ今事務局から読み上げていただいた報告書の（案）を、本専門部会における全会一致の結論として、審議会に報告することとしてよろしいですか。

【異議なし】

部 会 長

それでは、これを本専門部会の報告としますので、冒頭の（案）は削除願ひ、この報告内容により、審議会会長に報告することとします。

ここで、本報告書の取扱い等の説明を事務局からお願いします。

賃金室長

専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用するということを事前に御承認いただいているところでございます。

したがいまして、全会一致で得られましたこの専門部会の決議は、審議会の決議となり、審議会の答申内容となります。

答申(案)について、審議会に代わり当部会で検討をお願いいたします。

部 会 長

それでは、事務局は、答申文（案）の準備をお願いします。

賃金室長

答申文案を作成して参りますので少々お待ちください。

【答申文（案）配布】

部 会 長

事務局は答申文（案）の読上げをお願いします。

賃金指導官

【読上げ】

部 会 長

ただ今の答申文（案）に対し、何か御質問等はありませんか。

【異議なし】

部 会 長

それでは、この答申文の冒頭の(案)は削除願ひ、この「大分県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について(答申)」を審議会会長からの答申とします。今後の予定について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

本日、答申をいただきましたので、早速、答申の要旨を大分労働局前に掲示及び労働局ホームページに掲載することをもちまして、公示いたします。

異議の申出手続に基づく申出の期限は11月4日（火）までとなっております。異議申出がなければ、官報公示の手続きを行い、効力発生は12月25日の見込みであります。なお、異議申出があ

った場合には、11月7日（金）開催予定の本審議会で検討することとしております。

部 会 長

ただ今の、事務局の説明に対し、何か御質問等はありませんか。

それでは、これで審議を終了しますが、本年9月18日の専門部会設置以来、大変お忙しい中、各委員におかれましては、調査審議に御協力いただき、ありがとうございました。

また、多大な御苦勞をいただいた結果、全会一致をみる事が出来ましたことに、重ねて深く感謝申し上げます。

それでは、ここで、事務局から挨拶があるとのことであるのでお願いします。

労働基準部長

労働基準部長の池辺でございます。

本年度の自動車（新車）小売業最低賃金の審議につきましては、大分県最低賃金の引上げが大きかったことや、物価の上昇などの経済情勢の変化がある中で、委員の皆様におかれましては真摯にご審議をいただき、労使、特に使用者側の皆様には大きく歩み寄っていただき全会一致で結論を得ることができましたことに感謝申し上げます。

また、田中部会長をはじめ公益委員の皆様におかれましては、労使委員のそれぞれのご主張を踏まえていただき合意に導いていただいたことに感謝申し上げます。

大分労働局におきましては、今後は、大分県最低賃金と併せて、本特定最低賃金につきましてもしっかりと周知を行ってまいります。委員の皆様方におかれましても、周知にご協力を賜りますと幸いです。

お忙しい中、本年度のご審議、誠にありがとうございました。

部 会 長

以上で本専門部会の審議をすべて終了します。

最後に、本日の議事録確認委員は、芦刈委員、渡辺委員にお願いします。

皆様、大変お疲れ様でした。